

< 工場緑化用語の解説 >

特定工場等

敷地面積が500m<sup>2</sup>以上であり、市川市環境保全条例施行規則第75条第1号に掲げる建築物以外の建築物が設置されている工場又は事業場をいいます。

緑化

樹木による緑化及び緑化施設による緑化をいいます。

緑地

樹木により緑化され区画された土地をいいます。

緑地率

敷地面積に対して、樹木により緑化され区画された土地の面積の割合をいいます。

緑化施設

芝などの地被植物により緑化され区画された土地及び屋上緑化施設、壁面緑化施設、ベランダ緑化施設など建築物等の外側に設置された緑化施設をいいます。

樹木

樹木とは、以下の「高木」及び「高木以外の樹木」（「中木」、「低木」）をいいます。

高木とは、通常の成木の高さが4m以上の樹木をいいます。

高木以外の樹木とは、中木及び低木をいいます。

中木とは、通常の成木の高さが1m以上4m未満の樹木をいいます。

低木とは、高木、中木以外の樹木をいいます。

地被植物

地被植物とは、地表面を覆って地肌を隠すために植栽する植物の総称で、草丈が低く性質強健な木本及び草本類のことをいいます。

具体的には芝、リュウノヒゲ、アイビー、ササ類、シダ植物、ツル植物等をいいます。

屋上

建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

ベランダ等

建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造をもち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。

壁面

建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいいます。